（情報の聴取が困難な場合）

第二十条の四　法第四十一条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十条の五　法第四十二条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

（法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所）

第二十条の六　法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十条の七　法第四十五条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

2　法第四十五条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　非常災害の発生の状況に関する情報

二　船舶交通の制限の実施に関する情報

三　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、指定港内船舶（法第四十五条第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。）の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

四　指定港内船舶が、船舶のびょう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

五　前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十条の八　法第四十五条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合

二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合

三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行っている場合

（職権の委任）

第二十条の九　法第四十五条第一項及び法第四十六条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2　法第四十四条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

3　管区海上保安本部長は、法第四十五条第一項及び法第四十六条の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

（航行に関する注意）

第二十三条の二　長さ百九十メートル（油送船（原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十三度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを

（情報の聴取が困難な場合）

第二十条の四　法第三十七条の三第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十条の五　法第三十七条の四第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

（法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所）

第二十条の六　法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（航行に関する注意）

第二十三条の二　長さ百九十メートル（油送船（原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十三度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを